

奈良県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、外川土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

就任清算人の氏名及び住所

本多 信廣	大和郡山市千日町二一
山野 弘	〃 外川町三五八一
田村 敏男	〃 〃 三七四
吉松 宏晃	〃 小泉町一九六三 メゾン白光ヶ丘三〇一号